

3 いじめ防止計画

(1) いじめ防止基本方針



(2) いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り上げていくことが大切であるため、以下の事項を重点的に取り組む。

(ア) わかる授業づくり…「すべての児童が主体的に参加・活躍できる授業」

- ・ 基礎的な知識・技能や活用する力の向上…「読み・書き・算」「表現」
- ・ 複式・少人数指導の充実…「デトニ」学習（ガイド学習）
- ・ 終末10分間の時間確保…学習のまとめ、習熟・ドリル、学習の振り返り（異学年交流）

(イ) 学習規律の徹底

- ・ 授業の準備、ノーチャイムによる授業開始時刻厳守の徹底
- ・ 発表の仕方、聞き方

(ウ) 人権学習、道徳教育の推進

- ・ いじめ問題を考える週間の取組の充実（4月、9月、1月）
- ・ 人権週間（6月・12月）の取組の充実
- ・ 道徳の時間の充実

（共通主題：礼儀、友情・信頼・助け合い、公德心、思いやり・親切、生命尊重）

(エ) 自己有用感を育てる学級集団・学校づくり（児童会活動の活性化）

- ・ 縦割り班による活動の充実（掃除、児童集会、お別れ遠足 等）
- ・ 児童集会の主体的な運営

(オ) 社会体験、交流体験の充実

- ・ 田んぼの学校や、伝統芸能の伝承等を通した高齢者や地域の方々との交流
- ・ 福祉体験（3・4年生）
- ・ 近隣小学校との交流（3校交流学习、修学旅行、集団宿泊学習等）

(3) いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、常に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが必要である。また、各種調査や児童・保護者との面談、地域等との連携により、情報の収集に努めるため、以下の事項を重点的に取り組む。

(ア) 朝の会・帰りの会や授業中などの学校生活における観察

(イ) いじめに関する実態把握

- ・ 心の健康観察の継続的な取組
- ・ 学校生活に関するアンケート（4月、9月、1月）
- ・ 子どもの声アンケート・学校評価（7月、12月、3月）
- ・ 学校たのしいと、家庭生活アンケート等（保護者との教育相談に併せて）

(ウ) 教育相談の実施

- ・ 児童との教育相談…随時、第2木曜日放課後、10月の学校楽しいと実施後。
- ・ 保護者との個別面談…6月～10月（※夏休みも含む）の間に1回は実施。

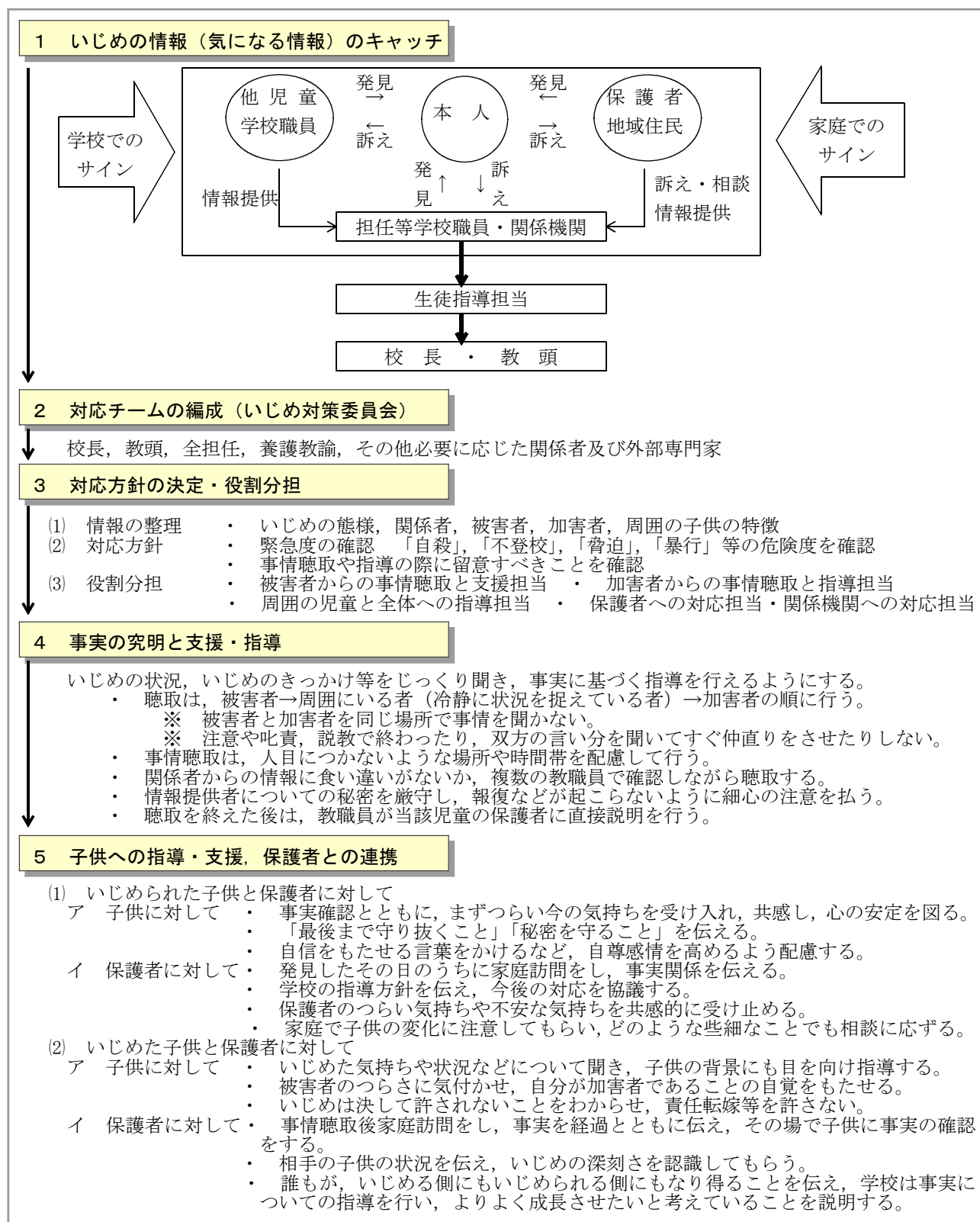
(エ) 家庭・地域住民及び関係団体からの情報提供

- ・ 通学時の児童の様子
- ・ いじめ0公表による情報収集
- ・ 週休日、祝日、長期休業中の児童の様子

(4) 発見したいじめへの組織的対応

いじめの疑いのあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップの下、「生徒指導委員会・いじめ対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、いじめかどうかの判断、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、始良市教育委員会とも連絡を取り、始良警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに始良警察署に通報し、適切に援助を求める。



いじめ等児童生徒間トラブルの事実確認と保護者説明について

《合い言葉》

一人でしない!

一人でさせない!

組織対応

はじめに

- 1 事実確認は、児童生徒の不適切な言動等を明らかにし、反省させることが最終目的ではありません。
- 2 事実関係が明確になっても、それらを当該児童生徒・保護者がどのように受け止め、何を感じたかがその後の解決を左右します。
- 3 保護者説明の場は、児童生徒のよりよい育ちのために、学校・家庭が何をしていけばよいかを明確にするような場にするのが極めて重要です。

1 担任等によるいじめ認知直後

- ◆ まず一報を学年担任・生徒指導主任・管理職に報告。
 - ・ 報告すべきか迷ったら、報告する。空振りOK、見逃しNG。
- ◆ 対応組織は、学校いじめ防止基本方針や危機管理マニュアルを開き、今後の体制と事実確認の仕方を確認する。
 - ・ 複数の教職員で対応し、誰が誰に聞き取るかを確認する。
 - ・ 原則、当該児童生徒に対して個別に聞き取る。
 - ・ 複数の児童生徒が関わっている場合は、複数の教職員で場所を変え同時に行う。
 - ・ 原則、授業中に行わない。
 - ※ やむを得ず授業中に行った場合は、学習指導の補填を行う。
 - ・ 児童生徒が緊張感を抱くような場所での聞き取りは避ける。
 - ※ 聞き取りは相談室等を利用する。

2 児童生徒への事実確認(1回目)

- ◆ 時系列で聞き取り、記録を残す。
 - ・ 犯人捜し等の事情聴取や取り調べではない、受容的な雰囲気のもと接する。
 - ・ 慰めや励ましの意図があったとしても児童生徒との身体的な接触はしない。
 - ・ 聞き取りの際に、指導を混ぜない。指導はしない。

【具体例】 ×「えっ、そんなことを言ったの？」
「だから、あれほどいつも〇〇と言っていたでしょ。」
「なぜ、そんな事を言うの？」

- ・ 憶測や決めつけととらえないように、どの立場の児童生徒にも公平に接する。
- ・ 正直に話した場合は、その姿勢を認め称賛する。

3 教職員間での事実のすり合わせ

- ◆ 対応組織全員で、聞き取った事実を照合し、すり合わない部分を明確にする。
 - ・ 憶測や決めつけによる先入観は、教職員の表情・振る舞い・口調・使う言葉を変容させ、また、児童生徒はそれらを敏感に感じ取ることに留意する。

4 児童生徒への事実確認(2回目)

- ◆ 事実がすり合わなかったものについて、再度個別に聞き取る。
 - ・ この段階でも何が真実かは未だ明確でない。よって、指導を混ぜない。

5 児童生徒間での事実のすり合わせ

- ◆ 事実が合ったもの、合わなかったもの、全てについて確認する。
 - ・ 事実が合わなかった部分だけを確認することがないように留意する。
 - ・ 事実が合ったからといって指導は行わない。指導は指導方針の確認後に行う。

6 放課後や複数日に渡る聞き取りが必要な場合

- ◆ 保護者へ聞き取りの経緯や必要性を説明する。
 - ・ 組織で、だれが、どのように伝えるか検討した上で保護者に連絡する。
 - ・ 部分的な情報だけで被害・加害を判断しているような話をしない。
(口述書の作成を検討する。)
 - ・ 児童生徒を帰宅させる際は、『正直に話せてよかったな・・・。』と思えるような言葉がけを行い帰宅させる。

7 事実確認終了後の本人への指導及び保護者への説明

- ◆ 児童生徒へ個別に指導する。
何が過ちだったのかを明確にし、表情を見ながら納得するよう丁寧に諭す。
- ◆ 保護者へ個別に説明する。
 - ・ 誰が、どこで、どのような手段で(電話、直接、家庭訪問など)説明するか検討する。説明の役割分担も明確にしておく。
 - ・ 何が明らかになって、何が明らかにならなかったのか(事実の食い違い等)、そのどちらも丁寧に説明する。
 - ・ 児童生徒・保護者がそれらをどのように受け止め、感じるか、個別の状況に応じた伝え方に十分留意する。
 - ・ 学校や家庭の今後のかかわりを確認し終える。

8 協議する場の設定

- ◆ 被害・加害等の関係性が生じている、双方・学校とで協議する場が必要な場合は、一方的な謝罪の場に終わらせるのではなく、今後の学校・家庭のかかわりを明確にして終えるようにする。

手法は、「7 事実確認終了後の本人への指導及び保護者への説明」と同様。

★重 要★

※ 特別な支援が必要であったり、複雑な家庭環境にあったりする児童生徒が背景に関わっている場合がある。よって、個の状況に応じた関わりで柔軟に対応すること。